

第2回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川 良光は、令和2年7月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第2回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄
関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、
山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部純、主査 齋藤玲子、主査 本田未央子

1 書記は、次のとおりである。

主査 齋藤玲子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名でございます。</p> <p>推進委員の出席は19名でございます。</p> <p>なお、推進委員の皆様には、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定に基づき、総会において、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第2号について</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	--

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第2回足利市農業委員会総会を開会いたします。

議長 【午前9時35分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 1番 小山 勉委員、15番 遠藤茂太委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

主幹 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。第4条は自己転用の案件、第5条は第三者が権利を取得する場合の案件です。足利市は昭和45年10月1日に都市計画法に基づく線引きを行っており、市街化区域と市街化調整区域に分かれています。市街化区域の農地転用の場合は届出、調整区域の場合は許可になります。届出については随時事務局長先決処理で受理書を交付しています。

主幹 それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

主幹 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が3筆、面積が1,470㎡となっております。

主幹 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が21件、筆数が33筆、面積が12,663㎡となっております。

主幹 合計いたしまして、件数が23件、筆数が36筆、面積が14,133㎡となっております。

主幹 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主査

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

7月の申請件数は3件、うち一般住宅が2件、太陽光発電が1件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は羽刈町地内の田、945㎡ほか2筆、計3,222㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル756枚を

1,378.37㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

なお、隣接する山林と、事業区域内を横断する市の法定外道路を払下げており、これらの土地と一体利用をするので、事業区域は3,669.08㎡となります。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が18ページから25ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局による事前調査を7月13日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の9ページにお戻りください。

2番、申請地は島田町地内の田、395㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積139.28㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号 自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法施行令11-2 農業の振興に資する施設住宅です。

なお、隣接する宅地87.23㎡と一体利用し、譲渡人は母、譲受人は息子夫婦です。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

3番、申請地は上洪垂町地内の田、232㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積109.63㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2 農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子は

議長

2番

ご覧のとおりです。(スクリーン投影)

以上、5条許可申請3件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の18ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年7月16日、木曜日、午前9時から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、清水委員、仙田前委員、三田前会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと聞き取り調査を行いました。

本件は、埼玉県内と本県栃木市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電量を確保するには3,000㎡を超える土地が必要で、既存の事業地から車で1時間程度と近く、維持管理がしやすいこと、日照が確保できることなどの条件を満たす適地が、申請地だったということです。

発電出力は225キロワットで、転用にかかる事業資金は、全額、銀行からの融資で賄います。

申請地は周囲と同程度の高さまで土砂を入れ、砂利を敷きます。雨水は敷地内自然浸透とし、周囲に素掘りの溝を設け、大雨の際に、周囲の道路へ水が流れ込まないように配慮します。

申請地内を横断する市の法定外道路は、今月中に払下げが行われる予定です。工事車両の通行については、河川管理用道路が傷まないように鉄板を敷くほか、土砂は申請地の南側の宅地から投入する予定で、大規模工事になるため、安全第一を心掛けたいとのことでした。

当該事業は、自治会長と周辺住民へ説明済みで、計画通りの施工を約束するとともに、転売はしないと断言されました。

申請地は、東側は田および宅地、北側は河川、西側は山林および田、南側は田および宅地となっています。転用によって進入できなくなる農地はなく、申請地の南にある市の法定外道路もあわせて雑草対策を施すとのことで、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、羽刈町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。
続いて2番及び3番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番及び3番はそのように決定いたしました。
続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の11ページをお開きください。
議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。
農用地利用集積計画とは農地法ではなく、農業経営基盤強化促進法に基づき、貸し借りや売買について計画を定めるものです。農業委員会総会で承認されると各公民館等で告示をしまして、貸し借り等が有効になるという流れになります。告示のことを公告といいます。今回は令和2年7月31日公告分があります。
ここで修正がございます。12ページの申請番号2番の案件については7月22日付けで取り下げの申し出でございましたので、削除をお願いいたします。また、これに伴い11ページの総括表の中の貸借権設定の件数が8件で22,024㎡と変更となりますので修正をお願いします。
続きまして14ページをお開きください。合計の筆数が15筆、畑の面積が3,237㎡、計22,024㎡に変更となりますので修正をお願いします。
それでは改めまして、議案書の11ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、一般的に利用権設定といたしますが、8件で面積22,024㎡です。
続きまして所有権移転ですが、今月はございません。
貸借権設定についてですが、詳細が12ページから14ページに記載されておりますのでご覧ください。
審議の後、承認をいただきましたら、7月31日付で公告の手続きを行います。
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。
本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番

15番 遠藤運営委員長。

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申し出でに伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人の妻の出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和2年7月16日、木曜日、午後3時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

今回、申請人の妻からの実情調査で、申請人は市内で会社員をしているが、平成27年度から実家の近くの申請地の畑が耕作放棄地となっていたので借り受け、両親とともに野菜作りをしてきた、今年から田も借り受けることとし、既に地元農家の指導を受けながら田植えも行った、また空き家となっている農地の所有者の住宅も既に購入しており、来春に引っ越す予定となっているとのことでした。申請地は既にきちんと耕作されており、また、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

主幹

すみません申請番号1番の案件について説明が漏れていましたので補足いたします。議案書28ページをお開きください。運営委員会の資料を載せています。申請人は非農家ではありますが、このたび利用権設定により農地を借り受け営農を開始したいという申し出があり運営委員会で審査いただいたものです。28ページ右側から営農計画書、30ページに位置図と地籍図が載せてあります。既に適正に耕作されていることを事務局で確認をしております。31ページに利用権設定申出書を載せておりますのでご覧ください。

議長

ただいま報告のあった本件について、事務局の補足説明も含めて、意見を求めます。

皆様のご近所でも農地を借りて家庭菜園をやっている方もいると思いますが、本来こういった手続きを取っていただくのが基本です。その辺は臨機応変にやってもらっているかと思いますが、この方は実は農地を購入したかった訳です。空き家付き農地なので本来なら手続きを取れば非農家の方でも下限面積を下回っていても購入できた訳ですが、そういう制度があるということを知らなくて、仕方なく住宅は購入して農地は借りてという手続きを取られた訳です。もし空き家があつて周りに農地がある場合、それをどうするかは事務局に相談いただきたいと思います。

【意見なし】

議長

それでは本件を計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。続いて、2番から9番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】
異議なしと認め、議案第2号 2番から9番はそのように決定いたしました。

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

主幹 続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明の処理経過について、事務局の報告を求めます。

報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は八栲町地内の田、面積453㎡、施設の概要は一般住宅用地で、受理年月日は令和2年1月14日、取消理由は解約のためで、取消の日付は令和2年6月16日です。

続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は羽刈町地内の畑、現況 宅地、面積 11㎡、願出の理由は、昭和23年1月頃に住宅を新築し宅地として利用しているで、受付の日付は令和2年6月15日、処理の日付は同じく令和2年6月25日です。現地確認は事務局と長谷川会長で行っております。

続きまして、2番、申請地は松田町地内の田、現況 水路、面積 105㎡、願出の理由は、昭和50年頃より水路として利用しているで、受付の日付は令和2年6月25日、処理の日付は同じく令和2年7月9日です。現地確認は事務局と森山前委員で行っております。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】
それでは、ご了承願います。

議長 また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、6月26日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

14番 14番 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 14番、赤坂委員。

14番 参考までに聞かせていただきたいのですが、資料の24ページ、譲受人が本店を置くA市の固定資産土地評価額証明書に、A市で所有する土地および家屋の所在が明記してあります。しかし、その証明書内において、証明を願い出した譲受人の住所が、B市となっています。この理由を教えてください。B市の固定資産土地評価証明書も必要になるのではないのでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

主査 確かに、譲受人の法人登記簿謄本では、本店が A 市となっています。しかし、謄本には、B 市という表記が見当たりませんので、代理人を通じて確認したいと思います。

議長 では、B 市の評価証明書が必要か否かは事務局で精査しながら、今回の調査案件には影響のない書類ではありますので、先ほどの議決にて対応したいと思います。

主査 しっかり確認をいたします。申し訳ありません。

議長 以上で、第 37 回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前 10 時 20 分 閉会】

この会議のてん末は、書記 齋藤玲子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 8 月 日

足利市農業委員会

1 番委員

15 番委員